

## 行政手続法に基づく意見公募手続の目的

命令等を定める過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって、国民の権利利益の保護に資すること

## 行政手続法に基づく意見公募手続の対象

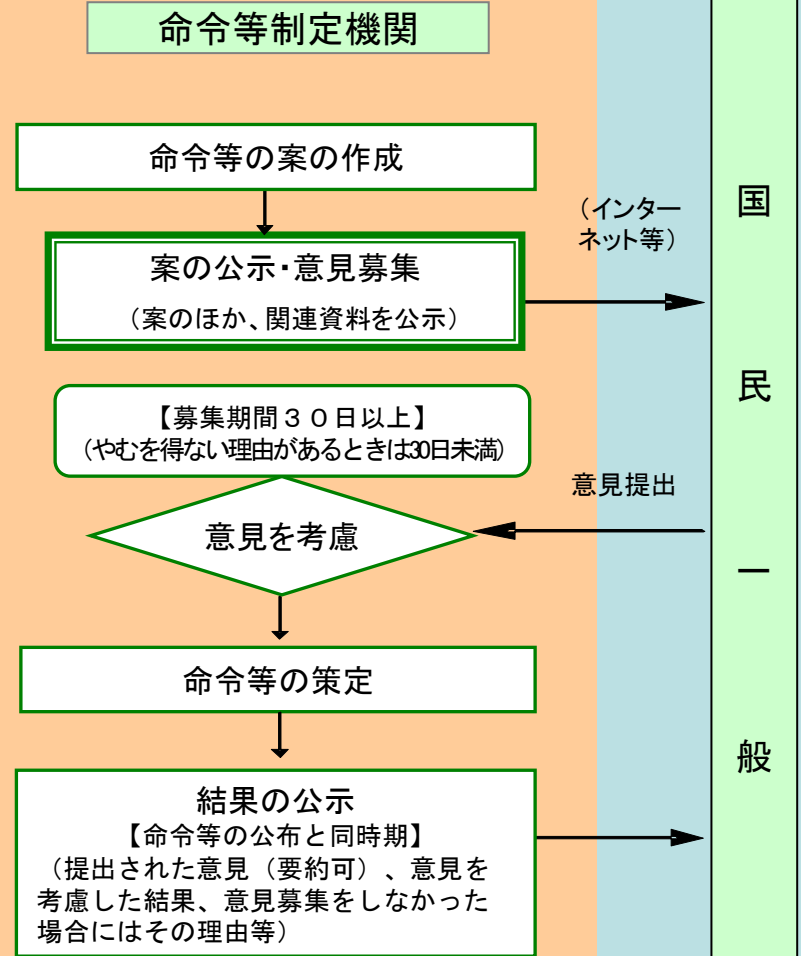
対象：命令等

- ① 政令、府省令等
- ② 審査基準、  
処分基準、  
行政指導指針

(注1) 地方公共団体が定める規則、行政機関の内部組織・相互の関係等を定める一定の命令等については、意見公募手続の対象となる命令等から除外。

(注2) 命令等の性質、個々の具体的事情等から、手続を義務付ける必要性や合理性が認められない一定の場合に義務付けを解除。  
(例) 緊急・事務遂行の支障、軽微な変更等

## 行政手続法に基づく意見公募手続の流れ





# (結果公示の例)

別紙

## 行政手続法施行令の一部を改正する政令案に対して提出された御意見及び総務省の考え方

1. 意見募集期間 平成29年6月5日（月）～7月4日（火）
2. 御意見提出件数 1件（個人1名）
3. 提出御意見及び総務省の考え方

番号	分類	提出御意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>以下、意見を行う新旧対照表に。</p> <p>そもそも、これは内容的には、行政手続法に関するものであっても、総務省ではなく厚生労働省が意見募集を行うべきものであると考えるのであるが、どうなのか。</p> <p>「所管法令のうち～についてはパブリックコメントの募集を行わない」という事についての意見募集は、その法令を所管する省庁が行うべきであると思われるのであるが。（ただ、厚生労働省が意見募集を行うと、多くの場合、新旧対照表等が出てこず、結局どういう内容の改正を行うのかが不明な意見募集となるのであるが。国・政府としてしっかりして欲しいものである。）</p> <p>それについては指摘を行った上で、意見を行う。</p>	<p>行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続は、命令等制定機関が行うものであることから「行政手続法施行令の一部を改正する政令案」を立案する総務大臣（総務省）が今回の意見公募手続を行いました。</p>	無
		<p>&gt; 施行令4条1項1号</p> <p>健康保険法70条3項の追加に反対である。内容からするとセカンドオピニオンや転医も関係する地域医療連携に関するものと察されるが、これについては国民の意見を大いに聞くべきであると考え、意見募集手続を実施すべきであるはずである。（業界関係者による意見応募が多くある事も予想されるが、その公示を</p>	<p>行政手続法施行令（平成6年政令第265号）第4条第1項各号は、行政手続法第39条第4項第4号の委任に基づき、意見公募手続を実施することを要しない命令等を定めております。</p> <p>同号は、法律の規定により委員会等の議を経て定めなければならない命令等であって、法律又は政令の規定により、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等</p>	